

# 業務上疾病の労災補償状況調査結果

(平成15年度～平成19年度)

# 1 総 括 表

1表 年度別業務上疾病の新規支給決定件数

(単位：件)

号	分 類	年 度				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	業務上の負傷に起因する疾病	4,647	4,530	4,660	5,051	5,094
2	物理的因子による疾病（がんを除く） 〔有害光線、電離放射線、異常気圧、 異常温度、騒音、超音波等〕	730	766	649	619	747
3	身体に過度の負担のかかる作業形態に起因する疾病 〔腰痛、振動障害、上肢障害等〕	1,281	1,283	1,223	1,449	1,494
4	化学物質等による疾病（がんを除く） 〔厚生労働大臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。〕	196	218	209	298	204
5	粉じんの吸入による疾病 〔じん肺症等〕	1,243	1,233	1,172	1,166	1,032
6	細菌、ウィルス等の病原体による疾病	136	190	158	214	200
7	がん原性物質もしくはがん原性因子又は がん原性工程における業務による疾病	143	209	731	1,810	1,021
8	前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	1	2	0	0	0
9	その他業務に起因することの明らかな疾病	433	427	461	565	664
計		8,810	8,858	9,263	11,172	10,456

(注1) 「号」及び「分類」は、労基則別表第1の2による。

(注2) 平成15年1月20日付け基発第0120003号により、平成15年度分以降、じん肺有所見者に発生した原発性肺がんについては、「9 その他業務に起因することの明らかな疾病」から「5 粉じんの吸入による疾病」に分類されることとなった。

## 2 上肢障害（労基則別表第1の2第3号の4）の労災補償状況

2表 各年度中に新規に支給決定を行った者の人数

(単位：人)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
581	671	711	924	940

### 3 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

3表 平成19年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別人数

(単位：人)

疾病名 都道府県	脳血管疾患			虚血性心疾患等			計	因の		
	負起も	傷因す	業務に起るの	負起も	傷因す	業務に起るの		負起も	傷因す	業務に起るの
北海道	14		1	13	4		4	18	1	17
青森	1			1	1		1	2		2
岩手										
宮城	2			2	3		3	5		5
秋田					1		1	1		1
山形	1			1	2		2	3		3
福島	3		2	1	1		1	4	2	2
茨城	6			6	3		3	9		9
栃木					3		3	3		3
群馬	3			3	4		4	7		7
埼玉県	14		2	12	4		4	18	2	16
千葉県	14		1	13	3		3	17	1	16
東京都	43		2	41	19		19	62	2	60
神奈川県	23		1	22	9		9	32	1	31
新潟	6			6	2		2	8		8
富山					1		1	1		1
石川	2			2				2		2
福井										
山梨	1			1	1		1	2		2
長野	1			1	2		2	3		3
岐阜	10			10	3		3	13		13
静岡県	8			8	7		7	15		15
愛知県	2			2				2		2
三重	7			7	5	1	4	12	1	11
京都	11		1	10	5		5	16	1	15
大阪	32			32	14		14	46		46
兵庫県	9		1	8	7		7	16	1	15
奈良	2			2	2		2	4		4
和歌山	1			1	1		1	2		2
鳥取	1			1	1		1	2		2
島根	3			3	1		1	4		4
岡山	13		2	11	5	1	4	18	3	15
広島	3			3	3		3	6		6
徳島	2			2				2		2
香川県	4			4	1		1	5		5
愛媛	2			2				2		2
高松	1			1	1		1	2		2
福岡	11		1	10	5		5	16	1	15
佐賀	1			1				1		1
長崎	6			6	2		2	8		8
熊本	4			4	2		2	6		6
大宮	5		1	4	2		2	7	1	6
宮崎	2			2				2		2
鹿児島	2			2				2		2
沖縄	2			2	1		1	3		3
合計	278		15	263	131	2	129	409	17	392

#### 4 精神障害等の労災補償状況

4表 平成19年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県別人数

(単位：人)

区分 都道府県	精神障害		療養中に発症した精神障害		計	
		自殺		自殺		自殺
北海道	10	5			10	5
青森	3	1			3	1
岩手	4		2		6	
宮城	2	1			2	1
山形	4	2			4	2
福島	4	1			4	1
茨城	2				2	
栃木	5	5			5	5
群馬	5	2			5	2
埼玉県	12	5			12	5
千葉県	10	4			10	4
東京都	50	13			50	13
神奈川県	26	6			26	6
新潟県	1				1	
富山県						
石川県	3	1			3	1
福井県	5				5	
山梨県	1				1	
長野県	2	1			2	1
岐阜県	4	1			4	1
静岡県	4	2			4	2
愛知県	6	3			6	3
三重県	7	3	1		8	3
京都府	12	3			12	3
大阪府	23	7			23	7
兵庫県	9	2	2	1	11	3
奈良県	2				2	
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1		1		2	
岡山県	2	2			2	2
広島県	4				4	
徳島県						
香川県	4	2			4	2
愛媛県			1		1	
高知県						
福岡県	10	5			10	5
佐賀県	3				3	
長門県	2				2	
熊本県	9	2			9	2
大分県	2				2	
宮崎県	4				4	
鹿児島県	1				1	
沖縄県	3	1			3	1
合計	261	80	7	1	268	81

(注) 「療養中に発症した精神障害」とは、業務上の傷病によりおおむね6か月を超える期間療養中の者に発病した精神障害をいう。